

人事院規則 1－79（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の概要

1 概要等

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）の施行に伴い、関係人事院規則について、所要の規定の整備等を行うものです。

本規則中、次の改正規定及び附則第25条については、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、意見の募集を行いませんでした。

- ・ 人事院規則 8－12（職員の任免）第1条、第4条第13号、第18条第1項第1号、第32条、第32条の2、第46条第1項及び第48条
- ・ 人事院規則 13－5（職員からの苦情相談）第6条
- ・ 人事院規則 14－7（政治的行為）第1項
- ・ 人事院規則 14－8（営利企業の役員等との兼業）第6項
- ・ 人事院規則 14－17（研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業）第12条
- ・ 人事院規則 14－18（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）第12条
- ・ 人事院規則 14－19（研究職員の株式会社の監査役との兼業）第12条
- ・ 人事院規則 14－21（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）第2条第1項
- ・ 人事院規則 17－2（職員団体のための職員の行為）第5条及び第8条

なお、本規則中のその他の規定については、行政手続法第3条第2項第5号又は第4条第4項第1号、第3号若しくは第6号に基づき、行政手続法第6章の適用除外となるものです。

2 公布日及び施行日

公布日：令和4年2月18日

施行日：令和5年4月1日